

① 件名	小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 介護保険法の改正に伴い、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、平成28年4月1日から、地域密着型通所介護事業所として、県から市へ指定や指導権限が移行される。</p> <p>【目的】 地域との連携や運営の透明性の確保、また、地域包括ケアシステム構築と整合性のあるサービスが提供されるよう、小規模な通所介護事業所の基本方針を定めるものである。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号） ・介護保険法（平成9年法律第123号） ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号） ・石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年石巻市条例第39号） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成26年6月25日 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布</p> <p>平成28年2月5日 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布</p>
⑤ 主な内容	<p>1 石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 （改正内容） 以下の指定地域密着型通所介護及び指定療養型通所介護の基本方針を追加する。</p> <p>（1）指定地域密着型通所介護の基本方針 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>

(2) 指定療養通所介護の基本方針

①指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

②指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

※事業の人員、設備及び運営に関する基準は、国の定める省令に準ずる。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

平成28年4月以降、県から市に、指定や指導権限が移行する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村も、平成29年3月31日（経過措置）までに、同様の改正を行う予定。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年2月	平成28年石巻市議会第1回定例会へ「石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に関する一部改正案を提案（平成28年4月1日施行）
平成28年3月	石巻市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正（平成28年4月1日施行）
平成28年3月	石巻市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱の一部改正（平成28年4月1日施行）
平成28年3月	地密着型通所介護事業者説明会

⑨その他